ビジネスジェットご利用者 様

富山県観光・交通振興局 総合交通政策室航空政策課長

富山空港におけるビジネスジェットの連続駐機について(ご案内)

富山県では、この度、富山空港におけるビジネスジェットの駐機場所・時間 を以下の表のとおり変更し、これまで認めておりませんでした連続駐機も可能 といたしましたので、ご案内させていただきます。

また、お客様の旅程企画の際には、富山県内の観光地やグルメスポットなど を組み込んでいただきたいと考えており、お声掛けいただければ情報提供させ ていただきますので、お気軽にお申し付け下さい。

1. 供用開始日時 令和2年9月10日午前7時から

2. 駐機場所、駐機時間

ビジネスジェット エプロン運用 新旧比較表			
	エプ [°]	Ш	新
駐機場所	А	・国内機 スポット 6	同 左(変更なし)
		・国際機 スポット 6	同 左(変更なし)
	В	・国内機	・国内機 ススポット11,12(全長14m×全幅21.5m)
		スポット15(全長18m×全幅20m)	スポット15(<u>全長26.5m×全幅21.5m</u>)
		-	・ <u>国際機 スポット11,12(全長14m×全幅21.5m)</u>
			<u>スポット15(全長26.5m×全幅21.5m)</u>
駐機時間	Α	・国内・国際機 原則90分、夜間駐機不可	・国内・国際機 <u>1週間単位連続駐機可※</u>
			(※管理事務所の許可が必要)
	В	・国内機 1週間単位連続駐機可	同 左(変更なし)
		_	・国際機 1週間単位連続駐機可

変更箇所

3. その他

連続駐機には、洪水時の避難体制確保などの許可条件があります。詳細は、富 山空港管理事務所にお尋ねください。

4. 連絡先 富山県総合交通政策室空港施設班 佐伯、高沢 TEL076-444-3102 富山空港管理事務所 TEL076-495-3055